

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定 める会費一口当 たりの金額、もし くは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分		継続支出の有無
公益財団法人 神経研究所	障害者介助等助成金	255,000	—	5/1、1/4	—	公財	国所管	障害者の雇用促進等に関する法律等の規定に基づき、支給の可否を決定。	有(支給の条件を満たす場合)
公益財団法人 日本財団	障害者介助等助成金	288,000	—	4/15	—	公財	国所管	障害者の雇用促進等に関する法律等の規定に基づき、支給の可否を決定。	有(支給の条件を満たす場合)
財団法人 健康・生きがい開発財団	障害者介助等助成金	360,000	—	9/1、2/10	—	特財	国所管	障害者の雇用促進等に関する法律等の規定に基づき、支給の可否を決定。	有(支給の条件を満たす場合)
財団法人 東京都交通局協力会	障害者介助等助成金	810,000	—	9/1、11/1、2/10、3/1	—	特財	国所管	障害者の雇用促進等に関する法律等の規定に基づき、支給の可否を決定。	有(支給の条件を満たす場合)
財団法人 障害者職能訓練センター	障害者能力開発助成金	31,520,000	—	4/7、6/10、8/26、12/1	—	特財	国所管	障害者の雇用促進等に関する法律等の規定に基づき、支給の可否を決定。	有(支給の条件を満たす場合)
社団法人 北陸建設弘済会	重度障害者等通勤対策助成金	315,000	—	7/7、12/15	—	特社	国所管	障害者の雇用促進等に関する法律等の規定に基づき、支給の可否を決定。	有(支給の条件を満たす場合)
社団法人 全国社会保険協会連合会	障害者介助等助成金	630,000	—	5/1、7/1、8/1、11/1、12/1、3/1	—	特社	国所管	障害者の雇用促進等に関する法律等の規定に基づき、支給の可否を決定。	有(支給の条件を満たす場合)
財団法人 中国電気保安協会	障害者介助等助成金	540,000	—	9/7、11/8、3/22	—	特財	国所管	障害者の雇用促進等に関する法律等の規定に基づき、支給の可否を決定。	有(支給の条件を満たす場合)
財団法人九州経済調査協会	障害者介助等助成金	240,000	—	10/6、3/22	—	特財	国所管	障害者の雇用促進等に関する法律等の規定に基づき、支給の可否を決定。	有(支給の条件を満たす場合)
社団法人関東建設弘済会	障害者雇用調整金	2,268,000	—	10/3	—	特社	国所管	障害者の雇用促進等に関する法律等の規定に基づき、支給の可否を決定。	有(支給の条件を満たす場合)
社団法人中国建設弘済会	障害者雇用調整金	1,647,000	—	10/3	—	特社	国所管	障害者の雇用促進等に関する法律等の規定に基づき、支給の可否を決定。	有(支給の条件を満たす場合)
社団法人四国建設弘済会	障害者雇用調整金	1,296,000	—	10/3	—	特社	国所管	障害者の雇用促進等に関する法律等の規定に基づき、支給の可否を決定。	有(支給の条件を満たす場合)

社団法人九州建設弘済会	障害者雇用調整金	229,500	—	10/3	—	特社	国所管	障害者の雇用促進等に関する法律等の規定に基づき、支給の可否を決定。	有(支給の条件を満たす場合)
財団法人鉄道弘済会	障害者雇用調整金	864,000	—	10/3	—	特財	国所管	障害者の雇用促進等に関する法律等の規定に基づき、支給の可否を決定。	有(支給の条件を満たす場合)
財団法人日本道路交通情報センター	障害者雇用調整金	1,620,000	—	10/3	—	特財	国所管	障害者の雇用促進等に関する法律等の規定に基づき、支給の可否を決定。	有(支給の条件を満たす場合)
財団法人労災保険情報センター	障害者雇用調整金	783,000	—	10/3	—	特財	国所管	障害者の雇用促進等に関する法律等の規定に基づき、支給の可否を決定。	有(支給の条件を満たす場合)
財団法人簡易保険加入者協会	障害者雇用調整金	216,000	—	10/3	—	特財	国所管	障害者の雇用促進等に関する法律等の規定に基づき、支給の可否を決定。	有(支給の条件を満たす場合)
財団法人日本食品分析センター	障害者雇用調整金	135,000	—	10/3	—	特財	国所管	障害者の雇用促進等に関する法律等の規定に基づき、支給の可否を決定。	有(支給の条件を満たす場合)
財団法人全日本髒囃連盟	報奨金	2,730,000	—	10/3	—	特財	国所管	障害者の雇用促進等に関する法律等の規定に基づき、支給の可否を決定。	有(支給の条件を満たす場合)
財団法人東京都交通局協力会	障害者雇用調整金	2,052,000	—	10/3	—	特財	国所管	障害者の雇用促進等に関する法律等の規定に基づき、支給の可否を決定。	有(支給の条件を満たす場合)
財団法人日本自転車競技会	障害者雇用調整金	202,500	—	10/3	—	特財	国所管	障害者の雇用促進等に関する法律等の規定に基づき、支給の可否を決定。	有(支給の条件を満たす場合)
公益社団法人 日本ロジスティクスシステム協会	平成23年度法人年会費	120,000	120,000	5/12	物資輸送に関連する訓練実施において有益なロジスティクス業界の最新情報の収集・把握に資するため。	公社	国所管	平成24年度以降、会費支出をしない	無
公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会	年会費	350,000	100,000	6/17	会員であることにより、当該協会が収集・翻訳等を行っている国内外の障害者リハビリテーションに関する幅広い最新情報について、いち早く提供を受けることができ、また、当該協会が持つ国内の障害者団体とのネットワークを活用することができ、当機構の実施する各種障害者関係業務における障害者団体からの協力を得る際に有益であることから、当機構の障害者雇用支援業務に不可欠であるため。	公財	国所管	平成24年度は30万円にすることとした。	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。